

社会教育関係団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、各種事業を行う社会教育関係団体に経費の全部又は一部を予算の範囲内において、社会教育関係団体育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる社会教育関係団体は、教育委員会の認可を受けた社会教育関係団体であり、社会教育の補助対象となる事業内容を実施するものとし、補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、食糧費、光熱水費、燃料費）、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他必要な経費

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、社会教育関係団体育成補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会教育関係団体育成補助金に係る事業計画書に関する資料（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) その他補助金の交付に関し、市長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定)

第4条 市長は前条の申請を受理した時は、その内容を審査し、相当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定した時は、速やかに、その決定の内容及びこれに条件をつけた場合には、その条件を当該補助事業者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付申請者は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付の決定内容又はこれに付された条件に不服がある時は、別に市長が定める期日までに補助金交付の申請を取り下げることができる。

2 前条の規定による申請の取下げのあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の完了期限)

第6条 当該決定に係る補助金事業は当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに完了しなければならない。ただし、補助事業が期限内に完了しないことが判明した場合は、速やかに市長に報告し指示を受けなければならない。

(事業変更等の承認)

第7条 当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りでない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者が、当該事業を完了した場合は、完了後20日以内にその成果を記載した社会教育関係団体育成補助金に係る実績報告書(様式第4)、社会教育関係団体育成補助金に係る実績報告書に関する資料(様式第5)及び収支決算書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、額の確定後、補助事業者から請求書(精算払)(様式第7)及び添付書類の省略調書(様式第8)の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合で、補助事業者から請求書(概算払)(様式第9)及び添付書類の省略調書(様式第10)の提出があったときは、補助金の全部又は一部を概算払により事業完了前に交付することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次に係る事項の一に該当する行為を行った場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件、又は市長の処分に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業の内容を市長の承認を受けずに変更し、若しくは中止し、又は廃止したとき。

(諸帳簿の整理)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにする証拠書類を整理して、5年間保存しなければならない。

(報告等)

第13条 市長は、補助事業者に対し、事業遂行に関し必要な指導を行い、報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。